

一般社団法人日本キャリアデザイン学会個人情報取扱基準

(目的)

第1条 本基準は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会が収集した会員の個人情報の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 本基準において、「個人情報」とは、会員及び本学会の活動に参画する及び参画しようとする非会員（以下、「会員等」という）から収集した、個人情報の保護に関する法律第2条に定める特定の個人が識別できる情報をいい、具体的には、氏名、生年月日、住所、メールアドレス、電話番号等のほか、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

(個人情報の利用)

第3条 本学会は、以下の目的に限り、収集した個人情報を利用するものとする。

- 一 会員等への情報の提供（研究大会、研究会等の開催通知、研究誌、ニュースレター、メールマガジン、その他本学会の目的に資する資料等の発送・発信等）
- 二 事務局における会員管理（会員名簿作成のほか、会費納入状況の把握を含む）
- 三 事業活動の遂行及び改善のために必要な調査活動（会員資格の審査、会員の活動状況の把握のほか、事業活動遂行のための人選を含む）

(第三者への開示)

第4条 本学会は、会員等から取得した個人情報について、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示しない。

- 一 法令の規定に基づくとき
- 二 当該会員等の同意があるとき
- 三 事業活動の遂行に必要な限度で個人情報の取り扱いを外部事業者に委託する場合
- 四 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、会員等の同意取得が困難と認められる場合

(安全管理措置)

第5条 本学会は、取得した個人情報の漏洩、滅失、棄損等を防止するために、以下の各号について、適切かつ合理的な安全措置を講じる。

- 一 個人情報へのアクセス権限者の限定

二 個人情報の保管場所の安全性の確保（施錠又はログイン管理、パスワードの設定等）

三 個人情報の保管期間の設定及び経過後の廃棄

四 その他個人情報の安全管理に必要な措置

2 理事長を「個人情報総括管理責任者」、業務執行理事を「個人情報管理責任者」とするなど管理体制の整備を図る。

（個人情報を取り扱う者の責務）

第6条 本学会の役員及び事務局（外部事業者に委託する場合はその従事者を含む）は、個人情報の取り扱いにあたり、本基準のほか、個人情報総括管理責任者、個人情報管理責任者の指示に従って業務を行い、退任後も個人情報に関する秘密保持義務を負う。

（第三者委託の手続）

第7条 学会の事務局業務の一部を外部事業者に委託する場合は、業務委託契約とは別に、秘密情報等保持契約を締結するものとする。

（本人からの照会及び変更等）

第8条 本学会は、会員等から、自らの個人情報に係る開示請求があったときは、本人であることを確認の上、遅滞なく開示する。

2 本学会は、会員等から自らの個人情報について、変更、訂正又は削除の申し出があった場合は、その内容について確認のうえ、遅滞なく修正又は削除を行う。

（質問及び苦情申し立て）

第9条 本学会の個人情報の取り扱いに係る質問、苦情等の申し出先は、学会事務局とする。

（改定）

第10条 本基準の改正は、理事会の決議によって行う。

（付則）

1 本基準は、2019年8月10日より施行する。